

審議の中間とりまとめに向けての各委員からのコメント

井野瀬 久美恵	委員	・・・	1 ページ
佐藤 岩夫	委員	・・・	2 ページ
山極 壽一	委員	・・・	3 ページ
大西 隆	委員	・・・	4 ページ
岡 眞	委員	・・・	5 ページ
小松 利光	委員	・・・	6 ページ
土井 美和子	委員	・・・	7 ページ
安浦 寛人	委員	・・・	8 ページ
小林 傳司	委員	・・・	9 ページ
小森田 秋夫	委員	・・・	10 ページ

安全保障と学術に関する検討委員会/ 審議の中間とりまとめに向けた私見

2017.1.11. 井野瀬久美恵

杉田委員長による論点整理は適切なものである。学術会議としては、その内容・文言をブラッシュアップして検討委員会報告書にまとめるとともに、本質的な主張を簡潔に「声明」として発出すればよいと考える。以下、「本質」に関して4点のみ記しておく(特に下線部には留意されたい)。

1) 「戦争を目的とする科学の研究は絶対にしない」という2つの学術会議声明自体は、最初の声明から67年、2つ目の声明から50年(つまり半世紀)たった今なお、その間の時代・社会変化にもかかわらず、何ら古びてはいない。2つの声明の本質は、科学者としての良心、矜持、気概と関わるものであり、第二次世界大戦へと至る過程とその最中における(意識する/しないにかかわらず)科学者の戦争動員という事態への否定的評価は、今なお何ら変わっていない。学術会議がすべき声明は、科学者の良心、矜持、倫理に関わることであり、それ以上でも以下でもない。

2) デュアルユースという言葉が人口に膾炙していなかった1950年も今も、科学研究がいかようにも利用されるという「両義性」をめぐるは実に多くの論議がなされてきたが、今なお解決を見ていない。よって、学術会議声明で「民生/軍事」の線引きを解説・提案する必要はない。議論をしたことを報告書にまとめればよい。また、1950年にはなかった(1967年にはあった)自衛隊の是非、憲法改正、憲法9条をめぐる議論なども、今回の声明に含める必要はまったくない。これらはいずれも、本声明の本質ではない。これらに対する個人的意見がどうであろうと、科学者として守るべき良心と矜持を明確に示すこと——本質はここにある。

3) 科学者・研究者自身、そして彼らが属する大学等研究機関は、「戦争を目的とする/することになる科学の研究は絶対にしない」という学術会議声明を受けて、改めて科学研究の「両刃」に留意するとともに、「いつの間にか戦争に加担・動員されていた」という状況を回避することに全力を注ぐべきである。そのために、学術会議は、そうした状況が到来しないように、声明を出すのみならず、一步踏み込んで、「科学者による学術の見張り番」のような「仕組み」を提案する必要があると考えている。なぜなら、研究者の良心や矜持、倫理に関する事項を、これまでのように「個人の責任」とするには限界があることがわかっているからだ。最終的には科学者個人の責任だとしても、である。これは今回の「声明」とは別の委員会を設置しての議論となろう。

4) 今回声明する「われわれ」と「学問の自由」について、一言触れておきたい。

上記「科学者の良心、矜持、倫理が本質」と記したが、見方を変えれば、自ら意識的に「戦争を目的とする/することになる科学の研究」に従事する科学者、そのような研究を所属する科学者らに許容・推進する組織は、これまでの2つの声明を含み、学術会議声明の届く範囲にはないと考えられる。研究を国防・自衛のためと説明しようが、侵略・攻撃のためと言おうが、戦争や紛争という人間(そして自然や文化)に対する暴力に自らの研究が使用される可能性があらかじめ組み込まれている研究資金での研究(防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」を使った研究は、どれほど言葉を飾っても、「戦争を目的とする科学の研究」である)を躊躇しない者は、同じことを躊躇しない研究組織のもとでならば、「研究の自由」が認められよう。「研究の自由」とは、科学者に許された「特権」のごとき「無制限の自分勝手」ではない。科学者は、自らの研究がどのように利用されるかに対して「責任」を持たねばならない。これが、1950年声明のいう科学者の「反省」であり、それを継承する1967年声明が立ち返った「学術会議の精神」であり、その延長線上に定められた「科学者の行動規範」なのだから・・・。

『審議の中間とりまとめに向けて』についての意見

佐藤岩夫

2017年1月6日付委員長名『審議の中間とりまとめに向けて』（以下、『中間とりまとめ』）については、役員として事前に意見を述べる機会があり、その基本的な方向性に賛同する。そのことを前提に、以下に若干の補足的意見を述べる。

1. 本委員会の課題は、安全保障に関わる事項と学術のあるべき関係を探究することにある（委員会設置提案書）。しかし、「安全保障」の概念は多義的であり、例えば、軍事的手段による安全保障のみならず、平和的手段による安全保障、人間の安全保障のような多様な問題領域を包含する。このうち、平和的手段による安全保障、人間の安全保障等の非軍事的な安全保障は本来的に学術との間に緊張関係を含んでおらず、本委員会がことさらこれを取り上げるべき事柄とは考えられない。従って、本委員会が審議の対象とする安全保障とは軍事的手段による安全保障であり、軍事的手段による安全保障に利用される技術・知識に関する研究（以下、「軍事研究」と）と学術との関係が本委員会の審議対象となる。（1④関係）
2. 軍事研究の是非を論ずるにあたって日本学術会議が検討する際の焦点は軍事研究の拡大・滲透が学術全体の健全な発展に及ぼす影響である点、そして、軍事研究の拡大・滲透は、研究活動の自由や公開性の制約など、学術の健全な発展にとって種々の望ましくない影響があるとの点は、『中間とりまとめ』の認識を全面的に共有する。日本学術会議として、学術全体の健全な発展を確保・促進する見地から、軍事研究の拡大・滲透に慎重な立場を毅然として表明すべきである。（2、5）
3. 軍事研究該当性の判断は、研究成果の利用に先立ち、研究の発端・目的の局面でも問題となる。いわゆる「基礎研究」の場合に、研究の発端・目的が軍事研究であるかどうかの判断には一定の困難が伴う場合があるが、その場合には資金の出所によって推認する方法（内外を問わず軍事的組織が提供する資金による研究は、少なくとも潜在的に軍事研究の性格を持つ）が簡明かつ実態に適う。（3②ほか）
4. 安全保障技術研究推進制度には、①軍事的組織が本質的に備える秘匿性に由来する公開性の制約、②防衛装備庁関係者の関与等による研究活動の自由の制約の問題があり、また、③同制度の急速な拡大が日本の公的研究資金制度全体の歪みをもたらす危惧もある。加えて、モデルとされる米国の制度を参照するならば、④軍事組織からの研究資金が研究分野のバランスを人為的に歪める危険、⑤若手研究者のキャリア形成への悪影響等も危惧される。学術全体の健全な発展の見地からするならば、安全保障技術研究推進制度には種々の無視できない問題があり、日本学術会議として、同制度の創設・拡大に反対する立場を毅然として表明すべきである。そしてそれは、全国の各大学・研究機関の判断にとっても重要な指針となることが期待される。（2⑥、5、7関係）
5. 学問は、自然・社会・人間等に関する真理や普遍的価値を探究することを目的とする精神活動であり、「学問の自由」（憲法23条）は、この真理や普遍的価値を探究しようとする者の自由な選択を尊重することで学問の発展、ひいては社会全体の利益に寄与することをめざす。この「学問の自由」は、何よりも国家の介入から自由な研究活動を守るための防御権として重要な意義を持つ。同時に、この「自由」は、その裏面として、研究者各人に誠実な研究活動を行う自己規律を要請し、また、科学者コミュニティが、「自由」の発現として、相互に研究のあり方を検証し、必要に応じて自主的な規律を行う可能性を排除しない。さらに、「学問の自由」については、近年の内外の研究において、古典的な国家の介入に対する防御権としての性質に加えて、国家に対して、健全な研究活動の基盤の整備（経済的基盤の保障等）を求める基本的権利として再構成する理解も現れている。この立場からは、学術の健全な発展に向けて、国立大学における研究の基盤的経費である運営費交付金の増額、科学研究費補助金の一層の充実等の要求が基礎づけられ、また、上記4④のように軍事的組織からの研究資金が研究分野のバランスを人為的に歪める危険に鑑み、公的な研究資金の提供を、より自由度が高く、研究分野の選択に中立的な制度（典型的には科研費）に集中すべきとの要求も基礎づけられる。（2、6、7関係）
6. 日本学術会議法前文は「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と規定する。学術を通じた平和および人類社会の福祉への貢献という日本学術会議設置の趣旨をあらためて胸に刻む必要がある。（全体）

中間まとめのたたき台と今後の方針についての意見

山極寿一

1. 大西会長が明言したとおり。1950年、1967年の声明を堅持すべきであり、その基本的見解に立って、現在の状況を見つめ直すべきである。
2. その上で、日本学術会議は科学者の行動規範を左右する倫理を作る必要がある。
3. 倫理とは単純明快で、拘束力がなければならない。
4. この倫理は、日本国憲法とも自衛隊の存在とも独立したものである。なぜなら、その倫理は日本の科学者が海外の国において研究を実施する際にも守られるべきものだからである。
5. 「軍事研究にはかかわらない」という倫理のもとに立てられる行動規範とは、人間の安全保障を国家の安全保障に優先させて考える行動規範である。
6. 防衛装備庁の公募に応じるかどうかを各大学の判断に委ねるべきではない。わが国の大学は国公立を問わず、研究者自身の教育研究の業績によって任用が認められるのが原則である。それが防衛装備庁の公募によって左右されることになっては、研究者の自由な交流を大幅に制限することになってしまう。
7. 応募を研究者ひとりひとりの判断に委ねるとするならば、その倫理基準をきびしくする必要がある。
8. 「軍事研究にはかかわらない」という倫理に基づけば、出口が軍事への応用であることを示唆する研究は好ましくない。
9. グローバル化を推進する立場に立てば、海外からやってくる人たちに広く門戸を開放すべきであり、出身国にこだわることなく、平等に知識を習得し、独自の考えを自由に述べる事が保証されるべきである。すなわち「公開できない研究は行わない」ことを原則とすべきである。
10. スピンオフではなく、スピノンの方向性から公募を改め、防衛装備庁の予算を別の省庁に振り分け、それぞれの民生要求に応じた研究として公募するよう日本学術会議から要望を出す。
11. 研究成果の出口管理については、日本学術会議がその責任を負う。生命倫理のように、研究の実施に倫理的な判断が必要な対象を特定し、第1部から第3部までの会員や連携会員からなるいくつかの倫理委員会を早急に立ち上げるべきである。

修正の観点

委員 大西隆

- 1 日本学術会議は、連携会員の任命、イベントへの協力依頼を通じて、既に防衛省・自衛隊の存在を評価し、認めていることを踏まえた記述とする。
- 2 軍事研究の表現は用いない。定義が示されていない。このため、軍事組織（防衛省・自衛隊）の提供する資金による研究を軍事研究と呼ぶという見解、戦争を目的とする研究を軍事研究と呼ぶという見解、さらに武器に関する研究を軍事研究と呼ぶという見解など様々理解が混在している。ここでは、今回の防衛装備庁の研究制度を主として論ずるので、安全保障技術研究（制度）に統一する。
- 3 1に加えて、防衛省・自衛隊に関する考え方の共有は重要であるので、今回の取りまとめの基礎的事項とするべきである。現行憲法下で、自衛権の存在、したがって、自衛隊の存在を認めるべきである。自衛隊には自衛のための装備が必要となり、日本科学者が装備の開発につながる基礎的研究を大学等の研究機関において行うことを認めるべきである。これらの自衛のための装備は、憲法、諸法令、政策、国際条約、国連憲章等によって制限が設けられており、その枠内における装備である。
- 4 安全保障技術研究において、研究目的の妥当性、成果の公開性は重要である。現在の制度（防衛装備庁の推進制度）で、何が満たされ、何処に懸念があるのかを整理して述べるべきである。

中間取りまとめへ向けてのコメント（岡）

論点1 科学者コミュニティの独立性 について

コオプレーション方式で会員を選出する現在の学術会議では、構成する「科学者コミュニティ」の定義に曖昧さがある。安全保障と学術をテーマとする本委員会における「学術」は、「学問の自由」を最重要な規範として尊重する大学や公的研究所における研究者およびそのような研究者が主なメンバーとして運営されている学会等によって行われている研究と考えるのが良いと思う。研究者に研究テーマを選ぶ自由が保証されていることが「独立した科学者コミュニティ」の最低条件であり、学術会議における過去の戦争協力への反省の主体もこのコミュニティの主導で行われてきたという経緯が重要である。

論点2 学問の自由と軍事研究 について

学問の自由があるからこそ、研究者が主体的に研究内容を規律する必要がある。論点2-⑤から⑦に賛同する。「安全保障技術研究推進制度」は政府による研究への介入の色合いが強く、自由な研究を阻害すると感じられる。

論点4の③-⑤ 大学における軍事研究の是非 について

大学が安全保障技術開発を拒否するのはエゴだという意見があるが、軍事・安全保障からの資金が明示的に大学に入ってくることは、日本の大学の構造の変化を意味する重大な事態だと思う。安全保障部門からの予算が増大すると、大学に事実上の軍事研究部門ができる方向に発展することも十分に考えられる。

論点7 研究資金のあり方について

国立大学の運営費交付金、私立大学の私学助成などの削減による研究費不足は深刻だが、本委員会のまとめとして、「運営費交付金を増やすべき」と主張するのはやや筋が違うと思う。他の研究資金が増えれば軍事研究をやらないで済むという論理はおかしい。

その他

論点には含まれてないが、大学が教育機関であるという認識が重要である。大学は人材を育成して新しい研究者として研究者コミュニティに送り出す役目を担っている。近年、学生や若手研究者に対する科学者・技術者倫理教育も重要性を増している。大学のステークホルダーとしての学生およびその父母などに対して、大学で行われている研究が軍事に直結するようなものでないことを明言できることが大学の義務だと思う。また、論点5-⑤にあるように、留学生の教育や国際活動においても重要な意味を持つ。

中間とりまとめに対する意見

九州大学 小松利光

(全体的に)

(1) 委員会では少数だったかもしれませんが、反対意見もありました。それが全く反映されていません。中間とりまとめの現段階では、両者の意見を取り上げて(両論併記)で、何が良くて何が悪いのかを示し、研究者個人にも考えさせることが必要だと思います。

(2) 「大学等の研究機関を主として名宛人としている」とのことですが、最初の方は「科学者コミュニティ」、中程は「科学者」、終わりの方の4.の③、④、⑤、5.の⑤、6.の③で『大学等～』と出てきます。もしそうであるならば、最初に大学等を対象としており、民間企業や防衛省の研究者は対象としないと明言すべきです。ただその場合は大学だけに限る根拠が必要ですが。

(3) 長期的には外交等で軍事力に頼らない平和を目指すべきですが、道理が通らず力(暴力)が未だに支配する現国際情勢の中では、当面は一定の備え(自衛力)が必要と思われます。安全保障では『想定外』は許されず、『結果』が全てです。国や政府は、現実問題として国民の生命・財産を守る義務・責任があります。アカデミーが政府から独立することは必要としても、自衛力の是非等の判断を避けておいて、軍事研究を否定することができるのでしょうか。

(4) 軍事研究が学術に及ぼす影響は論じられていますが、逆に、規制することで学術の発展に及ぼす悪影響を考える姿勢が欠落しています。民生と軍事の座標軸で線引き(規制)の議論がされていますが、基礎研究と製品開発の座標軸もあります。規制は二次元座標で議論すべきことで、今の議論では基礎研究への阻害が発生する可能性があります。防衛省の予算枠での研究テーマが不可と判断された場合でも、基礎研究ですから同じ研究テーマを科研等に応募することができます。ただ、前者で不可と判断した同じ論理を使うと、この科研に応募したテーマも将来の発展を考えて不可と判断しかねません。民生応用を考えた基礎研究にまで制限がかかることを懸念します。デュアルユース、マルチユースと言われるように、出口だけを見た縦割りで制限を加えると広い範囲で入口側が制限されることとなります。出口に近い高い技術レベル(製品開発)の制限なら許容できますが、入口に近い基礎研究を制限するのは如何なものかと心配しています。

(5) 日本人が多く海外に進出し、多くの外国人を受け入れる現在のグローバル社会に必要な「安全保障」と昔の国と国とが対立する「軍事のための研究」が同じとみなされています。

(6) 大学だけが特別な存在と考えるべきではないと思います。自分達は他人によって平和に守られていて、自分の手は汚さないようにしていると見なされます。また、大学が防衛研究を全面的に拒否すれば、「政治は国家の安全に対して無責任な学者(学術会議も)や大学をもはや相手にせず」として、防衛装備庁の予算の大半は民間企業に流れると思われれます。民間企業は必要ならその資金を基に国内外の大学と産学連携で共同研究(産学連携には大学側も抵抗感がない)を実施していく可能性が高くなります。そうなるとお金の流れや研究内容・成果は益々不透明となってしまいます。大学は全く蚊帳の外に置かれ、発言力もなくなり単なる傍観者になり下がってしまいます。むしろこのような状況になることを怖れます。

(7) 日本学術会議が『学術の発展』だけを議論するのは、学術会議の存在価値の矮小化です。学術会議は政府へも勧告や提言を发出できる立場ですので、時には天下国家も議論すべきです。

(8) 学術会議としては、研究者の倫理を育てることが最も重要であって、規制することは、二の次、三の次であるべきと考えます。所詮「学問の自由、研究の自由」といっても最終的には科学者個人に帰するものと思われるからです。

日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会・審議の中間とりまとめに向けて

土井です。

小松幹事の意見に賛同します。なので、追加部分のみ記載します。

<略>

2 学問の自由と軍事研究

- ① いかなる研究が適切かの判断は、「学問の自由」の趣旨から個々の研究者に全面的にゆだねられるべきとの議論があるが、学術的な蓄積にもとづく科学者コミュニティの自己規律は学問の自由に反するものではないと考えられる。

→自己規律が規制とならない範疇では同意します。

<略>

- ④ 学術研究は何よりもまず、個々の研究者の自発的な研究意欲と、科学者コミュニティ内部の相互評価を基盤として行われるべきである。政府の各部門による、それぞれの行政目的に照らした選択的な研究助成は、行き過ぎれば、特定の分野を奨励する一方で、反射的效果として他の分野を抑制することにつながる。それは短期的には研究を活性化するように見えても、長期的には学問の自由の制約につながり、社会の持続的な発展を困難にするおそれがある。

→先端的な研究に関しては、科学者コミュニティ内部の相互評価が必ずしも正当でなかった事例は多々あることにも十分配慮すべきと存じます。

3 民生研究と軍事研究

- ① 民生研究と軍事研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術に普遍的な問題である。しかし、こうした困難は他のさまざまな範疇（カテゴリー）についてもあり、区別が自明でないからこそ、どこかに線を引かなければならないとも考えられる。

→サイバーセキュリティのように軍事かいなかの線引きが困難な研究技術分野があることを念頭においていただきたく存じます。

- ② 基礎研究だから一律に軍事研究ではないとは言えず、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事研究の一環である。

→同上

- ③ 日本の原子力研究では、民生と軍事とは区別できるとの前提の上に、軍事研究は行われていない。

→とはいえ、軍事にならないようにするという理念のためだけに、適切な評価がされずに、巨大な資金投入が行われていることは、安全保障とは別ではありますが、大きな問題と存じます。

<以下、略>

中間とりまとめに対する意見

九州大学 安浦寛人

1. 本中間報告で、規定する「軍事研究」の定義が明確にされないままにまとめられることは、今回の議論の原点をどこに置くのかを曖昧にして、定義の違いに起因する議論を委員会の外に巻き起こす原因になると思います。以下のうち、どの定義を議論の視点とするかをまずは明示すべきであると考えます。(全体)

- [1] 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究（研究資金の出所のいかんにかかわらず Dual Use も含めてその可能性があるすべての研究。この場合、将来の応用の予測あるいは可能性を否定することは極めて難しいという問題を内包します。）
- [2] 研究目的を直接的に軍事利用とする研究（攻撃および防衛の双方を含み軍事利用を目的とする研究。この場合も、サイバーセキュリティや AI、テロ対策を目的とする火薬の検知、ロケットやドローンおよびロボットの開発など議論すべきポイントが多くあります。）
- [3] 研究資金の出所が軍事関連機関である研究（今回の議論の直接のきっかけとなった防衛省の資金だけでなく、国内外の機関や民間からの資金も軍事関連機関からの再委託の形があり得ることをどのように考えるかも議論する必要があります。）

2. 学問の自由は研究者個人の自由ですが、大学などの機関内で行う研究については、研究者が所属する組織の責任（契約、施設利用、情報管理、知財管理など）が存在します。この点を明示すべきだと思います。(2-1 および 2)

3. 「情報技術分野のように、民生と軍事との区分が困難な分野でも、先端的な研究は主として民生分野で行われており、研究資金は産業的に獲得できるので、軍事分野の研究資金の必要性は乏しい。」この表現は、現実を反映しているとは言えません。内閣サイバーセキュリティセンターの活動やサイバーセキュリティ基本法は、国家安全保障と民生分野を区別していません。また、研究資金をもらわなくても研究の基礎となる関連情報の軍事機関との交換は、社会の安定を保つために必須です。(3-7)

4. 研究の公開性に関しては、米国の Fundamental Research（基礎研究も応用研究も含む）のような概念がなく、研究資金や研究者が考える研究目的のいかんにかかわらず、経済産業省が管轄する安全保障貿易管理の下で、公開に関する制約が加えられるという現状を早急に改める必要があると思います。現在の制度では、留学生の教育や海外との共同研究も含めて、あらゆる研究が公開性を制約される可能性が存在する現実を認識すべきです。(5-4 および 5)

5. 今回の委員会での議論は大きな意義があると思います。今後も、研究者の世代交代と社会情勢の変化に応じて、その時代の現役の研究者がこの問題を自由かつ継続的に議論する維持することが重要であり、その場を提供することが学術会議の役割であると考えます。(全体)

2017年1月12日

「日本学術会議・安全保障と学術に関する検討委員会・審議の中間とりまとめに向けて」についてのコメント

小林傳司

1 ページ

④について

「広義の安全保障に関する研究」と軍事研究の関係が不明確ではないか

⑤について

「科学者を代表する」という時の「科学者」とは誰かが不明確ではないか

2 ページ

① について

「学術的な蓄積にもとづく」の意味がわかりにくい。吉川先生の議論を指しているのでしょうか？

③について

「公共的観点」などとせずに「平和、福祉、環境」と限定している理由がわかりにくい。生命科学や心理学等では「人権」がきわめて重要である。

④について

これは科学技術政策の根幹に関わる問題であり、「行き過ぎれば」や「おそれがある」といった表現で済ますべきかどうか、議論が分かれると思う。

⑤について

「介入」がポイントか「政府の」がポイントかわかりにくい。後続から後者とはわかるが。

3 ページ

③について

「大学等」の「等」は何を含むのであろうか。自衛隊の存立の承認から大学等の軍事研究が導出できないことはその通りであるが、「どこかで」の軍事研究は導き出せるように思える。以下の記述においてもこの「等」が気になる次第。

4 ページ

5の②や③について

このあたりは、もう少し具体的に丁寧に書くべきではないか

5 ページ

7の②について

軍事研究は基礎科学（純粋研究）と実は相性が良いという議論もあります。先取権のためにひたすら研究を進めるというドライブが働きやすく、コストを軽視しがちな点で。戦後のアメリカの基礎研究の強さの秘密はここにあるとも言えます。国威発揚の科学だったのです。その点、日本の戦後の科学技術は、民生技術を建前として発展し成功した歴史的にユニークな事例です。

小森田秋夫

委員長メモの整理に大筋で異論ありません。そのうえで、最終見解は、ポイントを絞った簡潔なものであることが望ましいと思います。私見では、以下の論点が重要であると考えます。

なお、見解の名宛人の問題については、「科学者の行動規範」が、「学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する」という科学者像を前提としていることを念頭に置く必要があると思います。

1. 日本学術会議の1950年4月と1967年10月の声明は、過去における科学者のあり方に対する反省と、「科学者自身の意図の如何に拘わらず科学の成果が戦争に役立たされる危険性を常に内臓している」との認識のもとに、「真理の探求のために行われる科学研究の成果が又平和のために奉仕すべき」という研究の原点を確認するものとして、今日においても継承すべきものである。

2. 今日問われているのは、軍事部門からの資金供給にもとづいて大学等の非軍事部門が研究を行なうことの、学術の健全な発展という観点から見た是非についての判断である。このような研究は、基礎研究であっても、最終的には軍事的ポテンシャルの直接・間接の強化という目的によって方向づけられているという意味においては軍事研究にほかならない。個々の軍事研究の性格を、例えば自衛目的か否かという観点から区別することは、實際上困難である。

3. 軍事研究においては、その性格上軍事部門の判断にもとづく秘密保持が重視されることは、国内外の歴史的経験と現状に照らして明らかである。このことは、軍事研究が「科学者の行動規範」5が謳う公開性の規範と鋭い緊張関係に立たざるをえないことを意味する。とりわけ、大学への軍事研究の浸透は、国際的にも開かれた自由な研究と教育の場であるべき大学のあり方を歪める可能性をはらんでいる。

4. 軍事部門から非軍事部門への資金供給においては、それにもとづく研究が民生技術の発展にも利用可能な基礎研究であることが主張されている。しかし、戦後日本における民生技術の発展を支えてきたのは非軍事を前提とする基礎研究および応用研究にほかならない。このような経験を、民生技術の発展を直接の目的とせず、かつ上記のような問題を孕む軍事研究を非軍事部門にあえて導入することによって変更することには、積極的な理由を見いだすことはできない。

5. 今日の問題はむしろ、科学者の創意を支え、学術のバランスのとれた長期的発展を支える基礎研究そのものための資金が不足しているという深刻な状況にこそある。このような現状を直視し、国民的理解のもとで早急に克服することが、学術の発展に責任をもつべき科学者と関係機関の共同の責務でなければならない。

6. 個々の科学者には、自らの研究の成果がどのように利用される可能性があるかについて常に自覚し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択することが求められている。科学者コミュニティ、具体的には大学等の研究機関および各分野の学協会には、安全保障（軍事）と学術との関係について現状を常に認識し、オープンに議論し、必要に応じて研究を規律する環境を作り出すよう努力することが求められる。その一環として、行動規範やガイドラインの策定、研究の適切性を審査する体制の構築を検討することが望ましい。このことは、国家による介入からの自由を本性とする学問の自由を侵害するものではなく、科学者が「専門家として社会の負託に応える重大な責務」をはたすための措置にほかならない。